

米書評

中村絹次郎・高比良和雄・俵 正秀 共著

欧米の建設業と請負契約制度

書評者
古川 修*

ここ一、二年、土木、建築の契約関係に関する論文や単行書が、今までになく多く目にふれるようになった。刊行の動機などについてはさまざまなものがあるが、そうした論議の意義が、現在高くなっていることはたしかである。

一つの意味は、契約関係とくに制度的な関係そのものにある。たとえば万国博や海外工事などで、日本の建設産業が諸外国の慣行にふれる機会が多くなったことなどはそうである。またわれわれの現在もっている契約制度がいろいろな点で完全なものでなく、技術的、社会的な条件の変化に対応して、不適当なところは改良していかなくてはいけないことなどもそうであろう。

わが国の重要な標準約款の一つである中央建設業審議会約款は、数次にわたる改正が行なわれている。その現行約款にしても、現在および当面の将来に十分に適合しているかということになれば疑問もある。本書でもふれられているが、連合王国などでは 1944 年のサイモン委員会から 1964 年のパンウエル委員会まで、契約制度問題に関して数次の政府委員会の調査研究が精力的に行なわれている。

建築の方でいうと、たとえばこんなこともある。最近、技術開発のテンポがだんだん速くなってきて、その成果を取り入れる必要が加速的に強まっている。この場合、民間における技術開発能力や成果を、すばやく設計に利用することができなくては、たとえばコスト面での合理化もはかれない。現在の契約制度による手続き、つまり「完成した設計図書」を発注者が用意し、それを競争入札に付するといった方式を超える何らかの方式が要求される場合もある。連合王国、フランスなどにみられる修正提案つき入札、性能発注などはそれに当る。またいわゆるプレハブ化など工業的建設技術は技術的に開発されたというだけでは意味がない。普及が大事なのである。つまりその利点を獲得するためには、それに必要な生産規模にまで拡大しないとけない。公共工事などの

*建築学会正会員 工博 建設省建築研究所第一研究部
建設経済研究室長

場合、単年度発注、小工区的な考え方、つまり契約方式や発注政策の面での原則や政策にこれは強く関係してくるのである。

今一つの意義は、契約制度が、それだけの問題にとどまらず、建設の業務全体を規定する基本的な部分であることである。言葉をかえていえば、ある国で行なわれている契約制度や一般条件をみれば、その国の建設産業の機構、性質、発展段階などがある程度わかる。そうした意味で契約制度に関する情報は、建設事情についての基本情報の一つである。

在来、建設関係の技術者、経営者が多く海外に出たし、諸外国との接触も決して少なくなかったが、こうした基本情報が整理された形で紹介されたことはあまりない。これは少々不思議なことであった。たとえば連合王国の現行の標準約款（もちろん一種類ではないが）の翻訳ひとつにしても、入手するのは容易なことではなかった。比較研究など大変なことだった。

この本は、こうした契約に関する基本情報を、建設業に関する基本のバックデータや解説とともに整理しており有益である。

内容はまず、各国の建設業の概観、営業制度、格づけ、発注、入札方式、契約約款などの比較を総説としてかかげ、以下、アメリカ合衆国、連合王国、フランス、西ドイツについて各国別に説明をしている。

アメリカ合衆国についてはもっともくわしく、営業許可制、契約制度、契約条件などが述べられているが、なかでも、もっとも力点をおかれているのは、履行保証、支払保証などの保証制度、事業に関する部分である。これは調査困難の性質上当然のことでもあろうが、当問題について、いままでにみることができなかった包括的な報告書になっている。

連合王国については、入札、保証制度のほか、政府工事の統一約款がくわしく述べられており、サイモン委員会、パンウエル委員会など、入札、契約問題に関する調査、研究活動にふれている。

フランスについては、金融制度、格付制度などの特長なシステムの報告が行なわれている。西ドイツでは、手工業免許制度の報告が量的にはやや不十分であるが珍しい。

以上の各国編には、主として政府関係工事用の代表的な標準約款が一つずつ記載されており、特に原文をそえてある点、親切である。さらに欲をいえば、関連文献、資料の目録と、若干の原語、訳語、対照表が欲しかった。ともあれ、こうした調査は大作業である。著者の努力に敬意を表したい。

新建築社刊、B5判・392ページ、定価1500円